

平成30年第1回定例会

文教経済常任委員会会議概要

委員長 舘山善也

副委員長 渡部伸広

1 開催日 平成30年3月7日（水曜日）

2 開催場所 第3委員会室

3 審査案件

議案第67号 青森市次世代健康・スポーツ振興基金条例の制定について

議案第68号 青森市男女共同参画推進条例の制定について

○出席委員

委員長	館山善也	委員	中村節雄
副委員長	渡部伸広	委員	藤原浩平
委員	藤田誠	委員	渋谷勲進
委員	工藤健	委員	奥谷進
委員	中田靖人		

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

教育長	成田一二三	経済部参事	百田満
市民生活部長	井上享	農林水産部次長	永澤治
経済部長	堀内隆博	農林水産部次長	佐々木秀文
経済部理事	坪真紀子	農林水産部参事	鳥谷部勝男
農林水産部長	金澤保	教育委員会事務局浪岡教育事務所長	山内秀範
教育委員会事務局教育部長	横山克広	教育委員会事務局参事	佐々木淳
教育委員会事務局理事	工藤裕司	教育委員会事務局参事	若佐谷昭人
農業委員会事務局長	梅田喜次	生活安心課長	小倉信三
浪岡事務所副所長	相馬紳一郎	経済政策課長	工藤健志
市民生活部次長	加福理美子	関係課長等	
経済部次長	横内信満		

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査	山田達	議事調査課主事	長内真由美
---------	-----	---------	-------

○館山善也委員長 お疲れさまです。ただいまから、文教経済常任委員会を開会いたします。

本日は、所管の報告事項の説明のため、相馬浪岡事務所副所長が本委員会に出席しております。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案2件について、ただいまから審査いたします。

最初に、議案第67号「青森市次世代健康・スポーツ振興基金条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第67号「青森市次世代健康・スポーツ振興基金条例の制定について」御説明申し上げます。

お手元の資料をごらんください。

1月19日に開催された本常任委員協議会において御報告いたしました。が、昨年12月26日、市内の個人の方から、青森市の短命市返上を目指し、市民の健康づくりとスポーツ振興を図るために使っていただきたいと、20億円の御寄附がありました。この寄附を受け、寄附金の使途を明確化するとともに、子どもの食と健康応援プロジェクト及び青森市アリーナプロジェクトについて広く御賛同いただける方の寄附を募るため、青森市次世代健康・スポーツ振興基金条例を平成30年第1回定例会において提案したところであります。

本条例の制定内容について、条文に沿って御説明申し上げます。

第1条は、条例制定の趣旨として、地方自治法に基づき、青森市次世代健康・スポーツ振興基金の設置、管理及び処分について必要な事項を定める旨を規定しております。

第2条は、当該基金の設置目的について規定しております。設置目的ですが、本市の短命市返上を目指すためには、市民の平均寿命の延伸が重要であることから、次代の社会を担う子どもの健康の増進に資する食育に関する事業を実施し、並びにスポーツの振興及び市民の交流を促進するための施設を整備するため、当該事業及び施設整備の実施を目的とする市への寄附金をもって当該基金を設置するものであります。

第3条は、基金として積み立てる額について規定しております。

第4条は基金の保管、管理、第5条は基金の繰りかえ運用、第6条は利息等の運用益金の処理、第7条は基金を活用するに当たっての基金の処分方法、第8条は基金の管理に関し本条例に定めるもののほか必要となる事項の定めを市長に委任する規定となっております。

また、施行期日につきましては、本条例の公布の日としております。

以上、議案第 67 号について御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○館山善也委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。はい、藤原委員。

○藤原浩平委員 この間、一般質問で多くの議員もいろいろ発言、質問してきましたし、私は反対の立場で質問してきました。

それで、結局、寄附者と市長がやりとりした内容についても、記録が残っていないということで明らかにされていませんし、また、例えば、この寄附の使い道は指定されたんだというように市長は言っていますけれども、その辺も、寄附の申込書からは全くよくわからないという状況になっていて、結局、教育部長だって、この答弁をするに当たっても、直接寄附者とお話ししたり何かをしたわけではないでしょう。市長からいろいろ話を聞いて答弁しているのではないかというようなことになって、この基金を使ってアリーナをつくるという根拠づけが非常に希薄だと言わざるを得ないと思っています。

それで、ちょっとお聞きしますけれども、寄附金の使途、使い道の指定がされたんだと市長も答弁されていますが、寄附金申込書の寄附金の使途指定の欄には何と書かれていたのか、お答えください。

○館山善也委員長 教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 寄附金の使途指定の欄には、多分一青森市の応援寄附金のふるさと納税の制度は、38 の指定寄附の事業も上がっていますけれども、その部分には該当しないで、その他の部分のところに書かれております。要は、ふるさと応援寄附制度は、この市が掲げている 38 事業だけではなくて、それ以外の事業についても、寄附される方の指定、思いがあれば、それは指定寄附に当たりますので、そういう意味では、今回、市民の健康づくりとスポーツ振興（アリーナ等）というようなことが書かれておりますので、きちんと使途が指定されているというようにして考えております。

以上でございます。

○館山善也委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 一般質問で市長は、この寄附の申込書について、使途の記載欄に番号を書くことになっているものが、空欄になっていたと記憶していると答弁されています。空欄になっている場合は、どういう扱いになるんですか。

○館山善也委員長 教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 このパンフレットにも書いているんですが、「指定がない場合は、『1. 地域企業の新ビジネス等への挑戦を支援するための事業』に使わせていただきます」とありますけれども、その指定

のみならず、下のほうのその他の欄にきちんとその内容を指定している部分も書かれておりますので、そういう意味では、それに従ってやっているということです。

○館山善也委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 今、答弁があったように、この寄附金の使途指定の欄に指定がない場合は、地域企業の新ビジネスへの挑戦を支援するための事業に使わせていただきますと書いてあるわけです。それを、あえてこの自由記載欄という一番最後のところ、「本市に期待する具体的な取組やあなたの思い及びメッセージ等がありましたらご記入ください」とあるところを書いてあったのが指定だというのは、ちょっと強引ではないですか。これは指定には当たらないと思いますが。

○館山善也委員長 教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 指定の捉え方ですけども、先ほど申しあげましたように、市の 38 事業、そしてそれ以外の部分も指定されて、これまでもふるさと応援寄附制度を利用されている方はいらっしゃいます。別に今回が初めてではありません。そういう意味で、藤原委員がおっしゃるような形で間口を狭くしているのではなくて、寄附してくださる方の御意向をなるべく尊重するということですので、それがその他の欄に書かれているものであっても、その人の思い、寄附に対しての指定している思いがあれば、それは指定寄附というようにして考えてよろしいかと思えます。

以上でございます。

○館山善也委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 それは当たらないと思えますよ。使途指定欄に書いていないということは、指定していなかったということですよ。書いてあったものは、自由記載欄に書いてあった思いだったり、メッセージだったり、その部類ですよ。それをあえて、これは指定があったんだから、アリーナをつくることにするんだと。こういう話にもう結論を持っていくというのは、余りにも強引だし、ちょっと納得できません。

あえてもう 1 回聞きますけれども、この寄附金の使途指定、これは書いていないのだから、なぜ、ここにあるように地域企業の新ビジネスへの挑戦を支援するための事業に使うというようにしなかったんですか。

○館山善也委員長 教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 ふるさと応援寄附制度の平成 28 年の実績ですけども、当時は、市が指定した事業は 30 事業です。その 30 事業以外にも、子どもの貧困対策ですとか小牧野遺跡の保護に関する事業など計 9 事業に、11 の個人、団体から 1185 万 8967 円の寄附がありまして、それは、それに基づいて使わせていただいたりしているところです。

以上でございます。

○**館山善也委員長** 藤原委員。

○**藤原浩平委員** 納得できません。要は、市長と寄附者が話をしたということですが、それを裏づけるものは何も示されないわけです。そして、例えば短命市返上という文言がありますけれども、寄附金の申込書にその文言は一つも書かれていませんよ。自由記載欄にも書かれていませんよ。話し合いの中で出てきたような思いなんでしょう、仮にあるとすれば。そういうものをですね、積み上げて、既成事実としてもうこういう話になっているんだから、これをまず議会で決めてもらえればというような形で議会にこの是非を押しつけてくるということは、余りにも強引で、納得できません。

賛成できません。反対します。

○**館山善也委員長** ほかに御発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**館山善也委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、御異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第 67 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**館山善也委員長** 起立多数であります。

よって、議案第 67 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 68 号「青森市男女共同参画推進条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。市民生活部長。

○**井上享市民生活部長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第 68 号「青森市男女共同参画推進条例の制定について」御説明申し上げます。

お手元に本議案についての資料を配付しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

表紙の 1 ページ目ですけれども、「1 制定理由」といたしまして、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、男女共同参画社会の実現を図るため、制定しようとするものであります。

次に、「2 条例の内容」ですが、本条例は前文及びごらんの 7 つの章で構成し、全 33 条となっております。

次に、2 ページ目をごらんいただきたいと思っております。

まず、前文であります。本市の取り組みや現状、条例を制定する背景を記載しており、最後の 3 行では、「全ての人々が、個人としての尊厳が重んじら

れ、誇りを持ってその個性と能力を十分に発揮することができ、互いに支え合いながら対等に参画できる男女共同参画社会の実現を図るため」という条例制定の趣旨を記載しております。

次に、3 ページ目をごらんください。

第1章総則につきましては、第1条から第3条までとなっており、第1条では本条例の目的について、4 ページ目になりますけれども、第2条では本条例で使用する用語の定義について、そして5 ページ目となりますけれども、第3条では男女共同参画を推進する上での基本理念として第1号から第5号まで規定しております。

以上が、第1章であります。

次に、7 ページ目をごらんください。

第2章責務につきましては、第4条から第8条までとなっており、第4条で市の責務、第5条で市民の責務、第6条で事業者の責務、8 ページ目になりますけれども、第7条で教育関係者の責務、第8条で市民団体の責務について規定しております。

以上が、第2章であります。

次に、9 ページ目をごらんください。

第3章基本体制につきましては、第9条から第18条までとなっており、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進するための体制について規定しております。第9条では男女共同参画計画について、第10条では男女共同参画計画に基づく施策の推進状況の年次報告について、第11条では施策の策定等に当たって配慮することについて、10 ページ目になりますけれども、第12条では男女共同参画を推進するための必要な体制の整備や財政上の措置について規定しております。

また、第13条から第18条までは、男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議する青森市男女共同参画審議会について規定しております。第13条では男女共同参画審議会の設置について、第14条では委員の人数や男女比について、11 ページ目になりますけれども、第15条では委員の任期及び守秘義務について、第16条では会長及び副会長の選出と職務について、12 ページ目に入りますけれども、第17条では男女共同参画審議会の会議の運営について、第18条では調査審議に必要な資料の提出等を求めることができることについて規定しております。

以上が、第3章であります。

次に、13 ページをごらんください。

第4章基本的施策等につきましては、第19条から第25条までとなっており、男女共同参画推進のための基本的な施策について規定しております。第19条では市民等への広報及び普及活動や、平成8年10月に男女共同参画都

市青森宣言を行ったことを踏まえ、毎年10月を男女共同参画推進月間と定め重点的な普及活動を行うことについて、第20条では男女共同参画推進のための拠点施設の機能充実、活用促進について、第21条では男女共同参画推進施策を効果的に実施するための情報収集、調査研究について、第22条では市民等の活動への支援や男女共同参画の取り組みを積極的に行う市民等に対する表彰について、14ページ目になりますけれども、第23条では男女間に参画機会の格差が生じている場合の積極的改善措置や附属機関の委員の男女比の均衡を図ることについて、第24条では男女共同参画を推進する人材の育成について、第25条では災害等の対応において男女共同参画の視点に配慮することについて規定しております。

以上が、第4章であります。

次に、15ページをごらんいただきたいと思います。

第5章ドメスティック・バイオレンスの防止等につきましては、第26条から第28条までとなっております、DVの防止及び被害者の保護について規定しております。第26条ではDV防止計画について、第27条では配偶者暴力相談支援センターについて、第28条では被害者の緊急時における安全の確保について規定しております。

以上が、第5章であります。

次に、16ページになりますけれども、第6章禁止事項等につきましては、第29条から第32条までとなっております、男女共同参画の推進を阻害する禁止事項等について規定しております。第29条では性別及び性に起因する人権侵害を行ってはならないことについて、第30条では広報、報道、広告等において固定的性別役割分担、暴力、人権侵害を助長する表現を用いないよう留意することについて、第31条では男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められることに関し市民等から相談があった場合の対応について、第32条では男女共同参画推進施策または男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し市民等から苦情の申し出を受けた場合の対応について規定しております。

以上が、第6章であります。

次に、18ページをごらんいただきたいと思います。

第7章雑則につきましては、第33条で、本条例に定めるもののほか本条例の施行に関し必要な事項は市長が別に定めることを規定しております。

次に、19ページですが、附則として、第1項は本条例の施行期日を平成30年4月1日とすることについて、第2項は平成28年2月に策定した青森市男女共同参画プラン2020を第9条第1項の規定により策定された男女共同参画計画及び第26条第1項の規定により策定されたDV防止計画とみなすものとする経過措置について規定しております。第3項は第13条の男女共同参

画審議会の委員報酬に関する規定を追加するための青森市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、20 ページとなりますが、第4項は当該審議会の委員の費用弁償に関する規定を追加するための青森市費用弁償条例の一部改正について規定しております。

以上、議案第68号について御説明いたしましたが、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○館山善也委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館山善也委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○館山善也委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第68号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

(審 査 終 了)